

(受理番号)	27-10	(受理年月日) 平成27年11月11日
	陳 情	
<p>件 名</p> <p>要 旨</p>	<p>介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出について</p> <p>超高齢化社会を迎える中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、2025年には37.7万人が不足すると見込まれている。人材不足は地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題であり、国が責任を持って解決・改善に当たるべきである。</p> <p>全労連が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」では、介護施設の労働者の賃金が、全産業労働者の賃金より平均で9万円も低くなっている。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は57.3%にも達し、その理由は、「賃金が安い」(44.7%)、「仕事が忙しすぎる」(36.9%)、「体力が続かない」(30.1%)となっている。また、回答者の4割近くが、「十分なサービスができていない」と回答し、その理由の約8割が「人員が少なく業務が過密」となっている。このように、介護保険制度の開始当初より言われていた「低賃金・過重労働」の実態は、依然として改善されていない。</p> <p>国は、介護職員の低賃金の改善を図るため、2015年の介護報酬改定で介護職員処遇改善加算を強化した。しかし、同時に基本報酬が引き下げられている。また、事業者の中には、経営不振による賃金の引き下げや非正規職員への切りかえなどを実施するところもある。現在、多くの施設で法定の人員配置基準以上の職員配置をしているが、配置の引き下げを検討する事業所も出てきており、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっている。</p> <p>本来、国の責任で行うべき介護従事者の処遇改善や、安全・安心な職員体制の最低限の保障を事業者任せたり、保険料や利用料負担に転嫁する介護報酬での対応では、おのずと限界が生じるため、抜本的な改善を図れないことは、これまでの経過を見ても明らかである。</p> <p>については、下記の項目について国に意見書を提出されるよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護職員を初めとする、介護現場で働く全ての労働者の処遇改善を図ること。 2 介護保険施設の人員配置基準を、利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善すること。 3 上記の項目の実現を図るため、国費で費用を賄うこと。 	